

## 農業振興地域整備計画変更理由書

【法第11条第1項関連】

## 1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由(法第13条第1項)

該当するもの全てに○を記入

☐ 基本方針の変更☐ 農業振興地域の区域の変更☐ 基礎調査の結果☐ 〇 経済情勢の変動その他情勢の推移

## 2 農用地利用計画の変更

| 案件<br>番号 | 変更<br>区分 | 用途区分<br>(前→後)   | 土地の所在・地番             | 面積<br>(㎡)          | 変更理由                                                   | 根拠法令等<br>(除外の場合のみ) | 備考 |
|----------|----------|-----------------|----------------------|--------------------|--------------------------------------------------------|--------------------|----|
| 1        | 編入       | 編入 → 農地(畑)      | 都城市高城町有水2607番1       | 908.00             | 県営畑地帯総合整備事業有水第2地区のため。                                  |                    |    |
| 2        | 用途変更     | 農地(田) → 農業用施設用地 | 都城市高木町6468番の一部       | 1,806㎡のうち<br>1,123 | 農機具格納庫、乾燥機建設のため。                                       |                    |    |
| 3        | 用途変更     | 農業用施設 → 農地(畑)   | 都城市岩満町1523番3         | 458.00             | 農地として利用するため。                                           |                    |    |
| 4        | 用途変更     | 農地(畑) → 農業用施設用地 | 都城市丸谷町2504番3ほか5筆     | 7,090.08           | 牛舎、農機具格納庫建設のため。                                        |                    |    |
| 5        | 用途変更     | 農地(畑) → 農業用施設用地 | 都城市梅北町12990番1ほか1筆    | 2,978.00           | 牛舎、堆肥舎、事務所兼休憩所建設のため。                                   |                    |    |
| 6        |          |                 |                      |                    |                                                        |                    |    |
| 7        | 除外       | 農地(田) → 除外      | 都城市早鈴町1321番1ほか2筆     | 2,631.00           | 建売住宅建設のため。<br>※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照       | 法第13条第2項           |    |
| 8        | 除外       | 農地(畑) → 除外      | 都城市山之口町山之口3560番1ほか5筆 | 8,753.00           | コンクリート二次製品置場のため。<br>※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照 | 法第13条第2項           |    |

\*「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

\*「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

\*「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。

\*「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第2項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第4項(及び施行令第8条第1項の該

当する号、施行規則第4条の5第1条の該当する号)」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判

断した土地の除外は「法第10条第3項非該当」を記入する。

## 3 農用地利用計画以外の変更

| 変更箇所 | 変更内容 | 変更理由 | 備考 |
|------|------|------|----|
| 該当なし |      |      |    |
|      |      |      |    |